

令和6年第19回(10月) 上越市選挙管理委員会臨時会

- 1 日時 令和6年10月14日(月)午前10時
- 2 場所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 2401会議室
- 3 付議事項
 - 議案第86号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の抹消について
 - 議案第87号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の登録について
 - 議案第88号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う各種請求を行うに必要な連署者数について
- 4 協議事項
 - 協議1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人の選任について
 - 協議2 衆議院議員総選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応について
 - 協議3 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票計画について
- 5 報告事項
 - 報告1 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所の変更について
 - 報告2 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について
 - 報告3 専決処分した内容について
- 6 その他
 - (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和5年度 明るい選挙啓発標語コンクール 選管委員長賞 「変わりたい 変えたい 未来に自分の一票」 吉川小学校5年 佐藤 纏 さん
--

議案第 86 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者及び同条第 2 号の転出者等を令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿から抹消する。

令和 6 年 10 月 14 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 6 年 10 月 1 日 から 令和 6 年 10 月 13 日 までの間の	死亡者数 A	59	42	101
	転出者数 B	31	44	75
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		90	86	176

議案第 87 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定により、次のとおり令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の登録を行う。

令和 6 年 10 月 14 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 6 年 9 月 1 日）現在の名簿登録者数 A	75,524	78,977	154,501
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の選挙時登録者数 C	0	0	0
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回登録日から今回までの間の抹消者数 E	320	291	611
今回選挙時登録における新規登録者数 F	311	255	566
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	75,515	78,941	154,456

議案第 88 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う令和 6 年 10 月 14 日現在の選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	154,456 人
2	選挙権を有する者の総数	50 分の 1 の数 3,090 人
3	選挙権を有する者の総数	6 分の 1 の数 25,743 人
4	選挙権を有する者の総数	3 分の 1 の数 51,486 人

(10 月 14 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選挙管理委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

協議 1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人の選任について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 の規定により読み替えて適用される同法第 38 条第 1 項の規定により、別紙 1 のとおり選任してよいか協議する。

(10 月 15 日選任・通知予定)

協議 2 衆議院議員総選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応について

衆議院議員総選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターについては、次のとおり対応してよいか協議する。

1 選挙事務所への注意喚起

- ・警察からの情報は、直ちに選挙事務所等へ当該箇所を F A X 等で連絡する。
- ・市民等からの情報については、可能な限り迅速に調査し、電話で注意喚起する。
- ・広報車による周知活動中に新たに発見したものは、随時注意喚起する。

2 撤去命令の通知等

違反ポスターの疑いのあるもので改善されないポスターなどについて、撤去命令を発出するとともに、県選挙管理委員会への報告及び地元警察署への通報を行う。

協議 3 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票計画について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票を正確かつ公正に行うため、次のとおり開票計画等を取りまとめ関係事務を進めてよいか協議する。

- 1 開票計画 別紙 2 のとおり
- 2 検収・開票事務要領 別紙 3 のとおり

報告 1 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所の変更について

衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示場の設置場所を、次のとおり変更したことを報告する。

- 1 設置場所を変更したポスター掲示場
別紙 4 のとおり（全 1,018 か所のうち変更箇所は 4 か所）
- 2 設置完了予定
令和 6 年 10 月 14 日（月）（同日告示予定）

報告 2 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者について、諸般の事情によりその職に就けないことから、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、別紙 5 のとおり選任者を変更するとともに、告示予定であることを報告する。

(10 月 15 日告示予定)

報告 3 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告示日	件 名
58	令和6年10月12日	令和6年第19回（10月）上越市選挙管理委員会臨時会 について
59	令和6年10月13日	令和6年第20回（10月）上越市選挙管理委員会臨時会 について